



宮 崎 県 公 報

令和 8 年 4 月 15 日（水曜日）号外 第 25 号

発行・印刷 **宮 崎 県**

宮崎市橘通東 2 丁目 10 番 1 号

発 行 定 日 毎週月・木曜日

購読料（送料共） 1 年 64,800 円

目 次

頁

告 示

○家畜伝染病予防法に基づく家畜伝染病まん延防止のための消毒方法の実施 (家畜防疫対策課) 1

告 示

宮崎県告示第 340 号の 2

家畜伝染病予防法（昭和 26 年法律第 166 号）第 30 条の規定により、豚及びいのししを飼養する県内家畜飼養農家に対し、次のとおり消毒方法を実施することを命ずる。

令和 8 年 4 月 15 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 実施の目的
県内における豚熱のまん延を緊急的に防止するため
- 2 実施する区域
県下全域
- 3 実施の期日
令和 8 年 4 月 16 日から令和 9 年 3 月 31 日までの間
- 4 消毒方法
消毒薬又は消石灰を農場内（衛生管理区域内）及び農場周辺（衛生管理区域周辺）に散布すること。